

一般社団法人 奈良県助産師会 会計規約

研修会関係

1) 研修会講師謝金

講師謝金(本会会員も含)

180分 40,000円(源泉徴収後の額)

90分 20,000円(源泉徴収後の額)

- (1) 録画視聴の場合は、録画使用許諾料として各講師に3,000円を支払う。
- (2) 遠方の講師には対面ではなく、出来るだけZOOMでの講義を依頼する。

2) 交通費(本会会員も含)

- (1) 公共交通機関を使用した場合:実費を支払う(上限は1万円)
- (2) 車の場合:駐車場代を一律1,000円とし、距離で算出した費用(1km×25円)を支払う。
- (3) 研修会会場の最寄駅からタクシーを利用した場合は実費を支払う。

3) 研修会受講料

奈良県助産師会会員:3,000円

奈良県助産師会会員以外:5,000円(他都道府県会員・非会員・他職種・一般など)

看護学生・助産師学生:1,000円(日本助産師会賛助学生会員を含む)

- (1) 入金後いかなる場合も返金しない。
- (2) 必須研修の録画視聴の場合の研修会費は同額とする。

4) 必要時、理事会承認があれば、上記以外の料金の設定も可能とする。

公益事業関係

1) 公益事業の個人への謝金

・源泉込みで請け負った金額の85%

(講義内容でサブ・お手伝いが必要な場合、個人の受け取った中で支払う)

・今後行う公益事業については一律

2) 市町村母子訪問指導・教室講師料等報酬

各市町村の規定による

公務にかかる費用

1) 理事等の交通費

① 公務によるもの

会計指定の用紙に記入し、会計へ請求する。

ただし、各会の会議の場合は議事録の提出は必須であり、支払いに該当するか否かは会計(役員と合議の上)が判断する。

② 理事・役員が規定の理事会、役員会に出席した場合

実費(往復)の交通費を支給する

2) 公益社団法人日本助産師会通常総会参加交通宿泊費

① 会長の参加に関しては、交通宿泊費を支払う

交通費:最寄駅から会場までの通常料金か実費の安い方を支払う

* 代議員は日本助産師会より支給されるので奈良県は支給しない

宿泊費:1泊に限り、5,000円を補助する

② ポスターセッション(支援センター)担当(約6年に1回)に限り、

担当者1名の交通費と、2泊分の宿泊費(①に同様)を支給する

3) 自宅で印刷するときの印刷及びコピー代金(原則は事務局です)

白黒1枚 5円(インク代・紙代含む)

両面1枚 10円(インク代・紙代含む)

* 白黒コピーを原則とする。やむを得ず、写真や絵が必要な時は理事会の了解を得る。

カラー1枚 15円 両面1枚 30円

* 事務局にコピー機を備えています、基本はそのコピー機を使用してください。

* 事務局・自宅以外で印刷をするときは実費を請求する。

賃料

1) 事務局会場賃料

1回(半日) 1,000円 借時間帯は常識の範囲内

2) プロジェクター賃料

1回(1泊2日) 2,000円 その他約束事項あり(規約参照)

3) 新生児蘇生人形と蘇生道具一式賃料

1週間 1,000円(一式) ただし、延滞したときは1日500円の延滞金

事務局にて2セット(人形と蘇生セット)とも管理

社団法人奈良県助産師会会費等

1) 奈良県助産師会会費について

詳細は別項(入会金・会費等についての表)参照

2) 年度途中の入退会、並びに他府県への転出の場合

納入された会費の返金はなし、年会費は全額徴収する

その他

1) 弔慰金

別途規約あり(2018年11月30日より施行)

2) その他会計処理について

当会会員への支払いのうち委託訪問以外の支払いは給与とし、委託訪問料は報酬とする

* 給与の場合交通費は源泉対象外となる

* 委託訪問料は報酬とすれば源泉対象外となる

会員外への支払いは報酬とする。

* 交通費もあわせて源泉後支払う

3) たよりへの広告料

サイズはA4の3分の1 料金は1万円

4) 学生実習費

1名につき3,000円とする

(性教育見学実習の場合は、引率教員も見学費として3,000円を請求する。但し教員が
会員の場合は無料とする)

別項:入会金・会費等について

単位(円)

会員種別	公益社団法人日本助産師会入会金	公益社団法人日本助産師会年会費	一般社団法人奈良県助産師会入会金	一般社団法人奈良県助産師会年会費	備考
正会員		15,000		8,100	
新入会員及び再入会員	10,000	15,000	1,000	8,100	入会年度は奈良県助産師会の研修会費は無料
他府県からの転入会員		15,000 (年度途中は引き落とし済)	1,000	8,100	入会年度は奈良県助産師会の研修会費は無料
学生賛助会員からの正会員		15,000	1,000	8,100	新入会員は入会年度の奈良県の研修会費が無料
特別会員		5,000		3,100	定款第7条3項及び定款細則3条と8条参照
学生賛助会員		8,000			日本助産師会登録のみ
賛助企業会員 賛助個人会員				1口 10,000より	

- * 会員種別は定款・細則参照
- * 新入会員及び年会費振込希望の会員は、振込手数料手数料 200 円が別途必要
- * 他府県からの転入者で奈良県年会費を振り込む場合、振込手数料 100 円が別途必要
(年度初めからの移動で本会にて引き落としで振り込まれているかたは不要)
- * 学生賛助会員が次年度奈良県助産師会に入会し正会員になった場合、奈良県助産師会入会金は徴収し。研修会費は1年間は無料である
- * 特別会員(本部規約)満 80 歳以上健康上の理由で現在職についていない人
本人の希望があり、所属支部で特別会員として認めた人

<附則>

- ・この規定は令和 3 年 7 月理事会にて一部変更可決承認された。
- ・この規定は令和 6 年 1 月理事会にて一部変更可決承認された。
- ・この規定は令和 6 年 7 月理事会にて一部変更可決承認された。
- ・この規定は令和 6 年 9 月理事会にて一部変更可決承認された。